ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

長野労働局発表（02－48）
令和２年１０月３０日

担当	長野労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官　松尾 直彦 雇用環境改善・均等推進指導官　春日 武志 電　話　026-223-0551

１１月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です
～ その発注・・。どこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいませんか？ ～

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されるところです。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」に基づき、１１月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、集中的な周知啓発の取組を行います。

長野労働局（局長 中原（なかはら） 正裕（まさひろ））では、月間における取組として、次の取組を行います。

【取組概要】

１ 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の周知・啓発

キャンペーンに関する周知・啓発について、キャンペーンに先立ち、１０月２６日に使用者団体等に協力要請を行いました。

２ 「しわ寄せ」に関する相談対応

長野労働局および県内労働基準監督署において把握した「しわ寄せ」に関する相談情報について「下請かけこみ寺」を紹介するほか、事案に応じて所管官庁への情報提供を行います。

３ 事業者が遵守すべき関係法令等の周知徹底

総合対策に基づき、長野労働局および県内労働基準監督署において、大企業・親事業者が遵守すべき関係法令（労働時間設定改善法、下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法）について、集団指導、説明会、企業指導等あらゆる機会を通じて周知に努めるほか、長野働き方改革推進支援センターにおいても、パンフレット等を活用して周知を図ってまいります。

パンフレット等は、「しわ寄せ防止特設サイト」に掲載しています。

☞ 「しわ寄せ」防止特設サイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

※別添資料

パンフレット 「STOP！しわ寄せ」

～ その発注・・・。どこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいませんか？ ～

適正なコスト負担を伴わない短納期発注などはやめましょう。大企業と下請等中小事業者は共存共栄！

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

**その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？**

このパンフレットには、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないように配慮する必要があること（労働時間等設定改善法）や、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」、下請代金支払遅延等防止法等に違反のおそれのある不当な行為の事例集（いわゆる「べからず集」）等をまとめています。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

（「しわ寄せ」防止特設サイト）

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

**労働時間等設定改善法に基づき、
他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。**

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第４条第１項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、次のとおり規定されています。

労働時間等設定改善法（平成４年法律第90号）（抄）

（事業主等の責務）

第２条　１～３　（略）

４　事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）

２　事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

（1）～（3）（略）

（4）事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ　週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ　発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ　発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合は、地方経済産業局に情報提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

労働時間等設定改善法については、

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

下請振興法の「振興基準」とは？

令和2年1月に振興基準が改正されました！

下請振興法の「振興基準」とは？

親事業者と下請事業者の、**望ましい取引関係**を定めています。

下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う**幅広い取引が対象**となります。

※「振興基準」：下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が制定（経済産業省告示）。

改正のPOINT

- 型取引について、「型の取扱いに関する覚書」に基づき、取引条件を明確にすること！
- 不要な型は、速やかに廃棄又は返却すること！
- サプライチェーン全体の業務効率化のため、下請事業者の情報化の取組を支援すること！

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

中小企業庁

1 親事業者と下請事業者は共存共栄！

親事業者は、「働き方改革」や生産性の向上に取り組むことが出来るよう、下請事業者への訪問や面談を欠かさないように心がける。

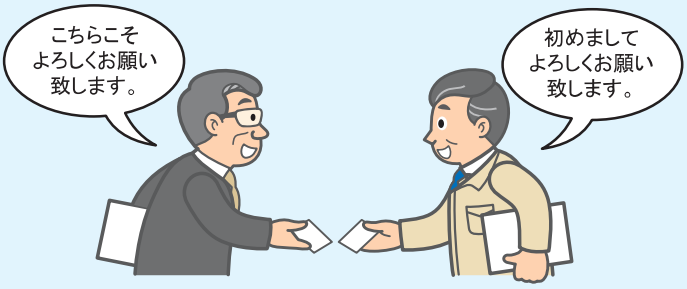

2 発注内容は明確にしましょう！

●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
●発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮する。
●取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。

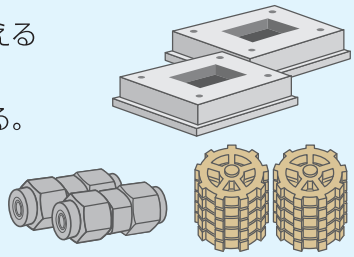

3 NEW 情報化に向けて積極的に対応しましょう！

●下請事業者は、業務効率化のため、セキュリティ対策をし、業務の情報化に積極的に取り組んでいくものとする。
●親事業者は、下請事業者の情報化に向けた取組を支援し、自らも情報化への対応に努めるものとする。

例えば…
●責任者の配備や企業内システムの改善
●電子受発注や電子的な決済等の導入

4 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば…
●原価低減目標の数値のみを提示する。
●原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
●文書や記録を残さない（口頭で削減幅を示唆）等

5 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。

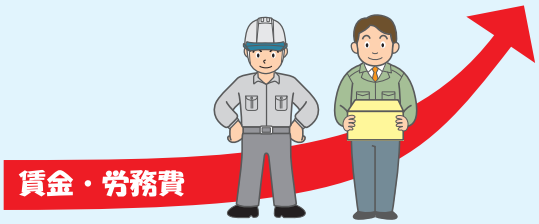

6 NEW 金型・木型などの型取引の適正化に努めましょう！

●型の製造や型を用いた製品や部品等の製造を委託するときは、「型取引の適正化推進協議会報告書」を踏まえ、双方で十分に協議し、下請事業者に不利益が及ばないようにする。
●「型の取扱いに関する覚書」を利用するなどして取引条件を明確にする。
●型を製造委託したときは、型の引き渡し前までに代金を一括で支払う。
●不要な型は、速やかに廃棄又は返却し、保管させる場合は、費用を支払う。

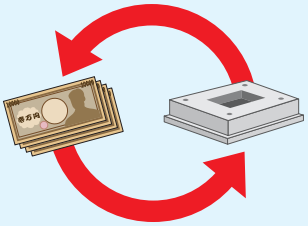

7 支払いは現金！ 手形の場合、親事業者が割引料の負担をしましょう！

●下請代金の支払いは可能な限り現金にする。
●手形などによる場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないようにする。
●手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことを当然として、将来的に60日以内とするように努める。
●大企業は率先して、大企業間の取引においても手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。

●親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。
●型を下請事業者が保管する場合、代金の支払い方法は下請事業者と十分協議し、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。

8 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力しましょう！

●親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
●業界団体は、サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、自主行動計画を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※令和2年8月末時点で、自動車、素形材、機械製造、航空宇宙、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、流通、建材・住宅設備、紙・加工、金属、化学、警備、放送コンテンツ、トラック運送、建設の16業種48団体が自主行動計画を策定・公表。

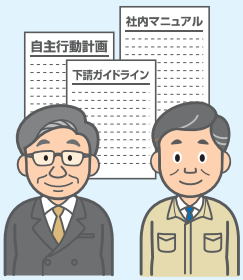

9 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは新規事業者が負担する。

●親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わない。

例えば…
- ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ●納期や工期の過度な年度末集中

10 親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう！

●下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など積極的な役割を果たすこと。

●下請事業者も事業承継計画の策定など、事業継続に向けた計画的な取組を行う。

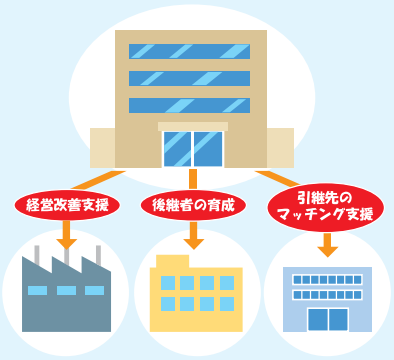

11 天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう！

●自然現象による災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されることがないように、連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。

天災等が発生した場合…
- ●下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
- ●親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
- ●親事業者は被害を受けた下請事業者が事業活動の維持又は再開する場合、出来る限り取引関係の継続や優先的な発注など配慮する。

取引条件改善に向けた取組みについてはコチラ▶ 未来志向型の取引慣行に向けて 検索

〈本件に関する問い合わせ先〉中小企業庁 取引課 TEL 03-3501-1669

「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買いたたき

（下請法第４条第１項第５号・独占禁止法第２条第９項第５号ハ）

事例① 短納期発注による買いたたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。

事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。

02 減額

（下請法第４条第１項第３号・独占禁止法第２条第９項第５号ハ）

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。

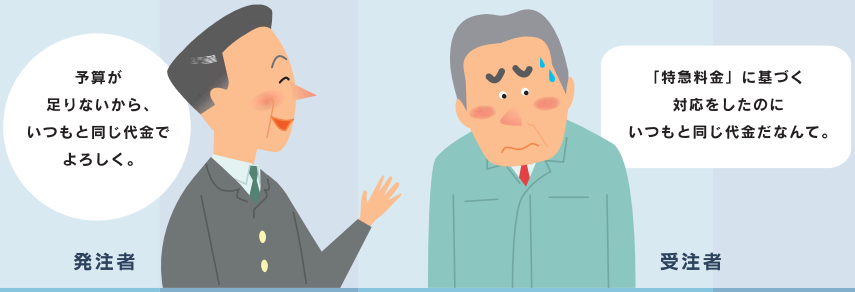

03 不当な給付内容の変更・やり直し

（下請法第４条第２項第４号・独占禁止法第２条第９項第５号ハ）

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

04 受領拒否

（下請法第４条第１項第１号・独占禁止法第２条第９項第５号ハ）

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。

05 不当な経済上の利益提供要請

（下請法第４条第２項第３号・独占禁止法第２条第９項第５号ロ）

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。

中小企業の皆さん

取引上の悩みを抱えていませんか？

下請かけこみ寺にご相談ください！

「下請かけこみ寺」では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺

相談無料　全国48か所
秘密厳守　匿名相談可能

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

0120-418-618

〈受付時間〉平日9：00～12：00 / 13：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

中小企業庁委託事業　（公財）全国中小企業振興機関協会

無料相談（相談員・弁護士）

例えば…

①支払日を過ぎても代金を払ってくれない。

②長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。

③お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。

調停による紛争解決手続（ADR）

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

消費税転嫁に関するご相談はこちら

0120-300-217

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

本部：（公財）全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655
（公財）北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408
（公財）21 あおもり産業総合支援センター	017-775-3234
（公財）いわて産業振興センター	019-631-3822
（公財）みやぎ産業振興機構	022-225-6637
（公財）あきた企業活性化センター	018-860-5622
（公財）山形県企業振興公社	023-647-0662
（公財）福島県産業振興センター	024-525-4077
水戸商工会議所	029-224-5317
（公財）栃木県産業振興センター	028-670-2603
（公財）群馬県産業支援機構	027-265-5027
（公財）埼玉県産業振興公社	048-647-4086
（公財）千葉県産業振興センター	043-299-2654
（公財）東京都中小企業振興公社	03-3251-9390
（公財）神奈川産業振興センター	045-633-5200
（公財）にいがた産業創造機構	025-246-0056
（公財）長野県中小企業振興センター	026-227-5013
（公財）やまなし産業支援機構	055-243-8037
（公財）静岡県産業振興財団	054-273-4433
（公財）あいち産業振興機構	052-715-3069
（公財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092
（公財）三重県産業支援センター	059-228-7283
（公財）富山県新世紀産業機構	076-444-5622
（公財）石川県産業創出支援機構	076-267-1219
（公財）ふくい産業支援センター	0776-67-7426
（公財）滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
（公財）京都産業 21	075-315-8590
（公財）大阪産業局	06-6748-1144
（公財）ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
（公財）奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
（公財）わかやま産業振興財団	073-432-3412
（公財）鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
（公財）しまね産業振興財団	0852-60-5114
（公財）岡山県産業振興財団	086-286-9670
（公財）ひろしま産業振興機構	082-240-7703
（公財）やまぐち産業振興財団	083-922-9926
（公財）とくしま産業振興機構	088-654-0101
（公財）かがわ産業支援財団	087-868-9904
（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1102
（公財）高知県産業振興センター	088-845-7110
（公財）福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
（公財）佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
（公財）長崎県産業振興財団	095-820-8836
（公財）くまもと産業支援財団	096-289-2437
（公財）大分県産業創造機構	097-534-5300
（公財）宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
（公財）かごしま産業支援センター	099-219-1274
（公財）沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺に直接ご訪問いただくか、お電話にて受付しております。また、メールやホームページでも受付しております。

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

下請かけこみ寺

相談無料　全国48か所
秘密厳守　匿名相談可能

0120-418-618

〈受付時間〉平日9：00～12：00 / 13：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

「しわ寄せ」防止総合対策の概要

○　「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、大企業等と下請等中小事業者の双方が成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題

○　このため、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図り、**「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」**を策定（令和元年6月26日）

総合対策の4つの柱

① 関係法令等の周知徹底

・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等（地方版政労使会議を含む。）における課題の共有と地域での取組の推進

・都道府県労働局（以下「労働局」という。）・労働基準監督署（以下「労基署」という。）・働き方改革推進支援センターが、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知

・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的・効果的な取組

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

・下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、相談情報を地方経済産業局に情報提供

③ 労働局での「しわ寄せ」防止に向けた要請等の実施と労基署での通報制度の的確な運用

・労働局において、管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施

・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度を厳格に運用

④ 公正取引委員会・中小企業庁による指導等及び不当な行為事例の周知・広報

・大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公正取引委員会・中小企業庁が、下請法等に基づき、厳正に対応

・実際に指導等を行った事例や不当な行為の事例（いわゆる「べからず集」）の周知・広報の徹底

「しわ寄せ」防止特設サイトから、本パンフレットに掲載している下請振興法に基づく「振興基準」のリーフレット等のほか、公正取引委員会及び中小企業庁が下請法違反に対して指導等を行った事例のリーフレットや、11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間のリーフレット、「しわ寄せ」防止のロゴマーク等をダウンロードできます。

（「しわ寄せ」防止特設サイト）

（R2.10）